

国保連ってなに？



A. 各都道府県に設置された公法人のことよ。

国保連合会には、大きく2つの役割があります。

ひとつめは、給付費の支払い業務です。

[障がい福祉サービス](#)3を利用したい人(利用者)は、市区町村に支給申請をして、[受給者証](#)36を発行してもらい、利用者が事業所と契約を行うことで、利用者はサービスを使えるようになりますね。

以前のコラムでお伝えしたとおり、利用者が負担する利用料は[総給付費の1割\(もしくは各市町村が定めた上限月額まで\)](#)14で、残りの9割は、国と都道府県・市町村が支出しています。つまり、[9割の給付費の原資は税金](#)、ということですね。

普通だったら、利用者が全額(10割)を事業所に支払って、残りの9割を市町村から還付してもらいます。

でも、それだと利用者の負担が大きいし、事務の手続きも煩雑になってしまうわ。そこで、障がい福祉や介護福祉の場合は「[代理受領制度](#)」というものがあるの。

「代理受領」というのは、本来は利用者が負担(=10割)し、あとから還付してもらうもの(=9割)を、利用者は利用者負担分(=1割)だけ負担して、事業所が残りの給付費(=9割)を、利用者の代わりに受け取ることを言います。

サービスを提供する事業者は、利用者に給付費の全額(=10割)を請求しない、ということになります。

「代理受領」を行った事業所は、利用者の“代わりに”給付費を受け取るということになるから、必ず利用者に「代理受領した金額」を通知しなければいけないことになっているわ。

「代理受領」を行う場合、事業所は市町村に給付費の請求をするのだけれど、多くの市町村は給付費の支払い業務を国保連合会に委託をしているの。

なので、事業所は国民保険団体連合会(国保連)に対して給付費の請求を行うのよ。

国保連は事業所からの請求データをもとに、市町村に給付費の通知を行い、市町村は国保連を通じて事業所に給付費を支払っています。

ふたつめは、給付費の一次審査業務、です。

事業所が請求してきた給付費の内容が正しいかどうかを、全国一律の基準で判断して、返戻すべきデータをエラーとして処理しているの。

点検された請求情報は、審査のために市町村等に送付されて二次審査が行われ、その審査結果が確定した後、電子請求受付システムで事業所に支払いが行われる仕組みになっています。

事業所は適切な内容で請求する義務があるから、国保連合会に請求する際は、正しい内容で請求出来ているかを十分に確認する必要があるのね。

[《MENU》](#)

[《相談支援ってよくわかんない？ 児童発達支援管理責任者さんってなにをする人なの？》](#)

2020-10-05 掲載